

令和 6 年度 福岡市こども・子育て審議会
第 1 回専門委員会④

会 議 録

日時 令和 6 年 5 月 2 0 日（月） 1 3 時 0 0 分

場所 TKP エルガーラホール 多目的ホール

令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第1回専門委員会④

〔令和6年5月20日（月）〕

開 会

開会

（事務局）

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまより令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第1回専門委員会を開催させていただきます。

私は事務局を担当いたします、福岡市こども未来局こども政策課長でございます。着座にて進めさせていただきます。

本専門委員会の開催につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日は委員5名のうち4名にご出席いただいておりますので、会議が成立しますことをご報告いたします。

また、福岡市情報公開条例に基づき、本日の会議は公開にて開催をいたします。

なお、本日は松本委員がご欠席となっております。

開会に先立ちまして、お手元の配布資料のご確認をお願いいたします。会議次第、委員名簿、会場座席図をお配りしております。また、議題に関連する資料として、資料1「第6次福岡市子ども総合計画策定に向けた専門委員会について」、資料2「第1回専門委員会 検討資料」、資料3「第5次福岡市子ども総合計画における関連指標の状況」、資料4「第6次福岡市子ども総合計画策定に向けた当事者意見の聴取について」、参考資料1「福岡市子ども総合計画策定に向けたワークショップ参加募集チラシ」、また、参考資料として本日新たに追加させていただいた、「出生数及び合計特殊出生率の推移」をお配りしております。また、第5次福岡市子ども総合計画の冊子をお手元にご用意しておりますので、必要に応じてご参照ください。

資料は以上となりますが、皆様お揃いでしょうか。ありがとうございます。

議題

（事務局）

それでは早速ではございますけれども、議題1「会長・副会長の選出について」に移らせていただきます。

専門委員会の会長、副会長につきましては、こども・子育て審議会条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、委員の互選によって選出することとなっております。委員の皆様より、どなたかご推薦はございませんでしょうか。

特にご推薦がないようですので、事務局より提案をさせていただきます。

会長は、母子保健や思春期保健などの分野で研究に取り組まれ、専門的知見をお持ちでいらっしゃる松浦委員に、副会長は、弁護士として活動され、子どもの権利擁護などにも取り組んでいらっしゃる安孫子委員をお願いしてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは会長は松浦委員、副会長は安孫子委員にお願いいたします。恐れ入りますが、松浦会長、安孫子副会長より、それぞれ一言ずついただいてもよろしいでしょうか。

(会長)

皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。

専門委員会④は比較的新しい論点を議論する場になると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(副会長)

今回、副会長を仰せつかりました。今まで弁護士として、子どもの分野で虐待の問題ですとか、子どもの権利擁護の問題に取り組んできました。今回は全年齢ということで幅が広いため、私もどこまで議論に追いつけるかっていうところがありますけれども、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

会長・副会長が選出されましたので、これより先の進行は会長・副会長にお願いしたいと思います。恐れ入りますが松浦会長、安孫子副会長、席のご移動をお願いいたします。

それでは松浦会長、進行をよろしくお願いいたします。

(松浦委員、安孫子委員 会長・副会長席へ移動)

(会長)

皆さんよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議事に入らせていただきます。次第をご覧ください。議題1が終わったところです。本日は議題2から4まで事務局より一括してご説明いただいた後、審議に移りたいと思います。

限られた時間で多くの皆様にご発言いただきたいと思いますので、ご質問やご意見はできる限り簡潔にご発言いただき、事務局からの説明についても、簡潔に分かりやすくお願いしたいと思います。

それでは事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

福岡市こども政策課長でございます。

議題2「専門委員会の進め方」につきまして、お手元の資料1に沿ってご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず、専門委員会の目的及び構成につきまして、今年2月に開催した令和5年度第2回こど

も・子育て審議会でご説明した内容のおさらいを簡単にさせていただきます。本委員会は、第6次子ども総合計画案の作成にあたり、専門の事項に係る審議を行うために設置しております。構成につきましては、図でお示しの通り、第5次子ども総合計画の3つの基本目標をベースとしつつ、国の動きなどを踏まえ、4つの分野で構成しております。

本日は、専門委員会④ということで、少子化の進展など、昨今の社会情勢の変化などを踏まえながら、子育てを応援する環境づくりや、子どもの権利擁護の推進など、広く社会全体で取り組むべき施策等についてご審議をお願いいたします。

次に、専門委員会の進め方でございます。各専門委員会が所管する分野につきまして、まず、本日の第1回では、これまでの取り組みと成果、現状と課題についてご審議いただきます。

次に、6月下旬頃に予定しております第2回では、本日の内容に加え、今後の方向性や施策体系についてご審議をいただきます。

次に、7月下旬頃に予定しております第3回で、第1回、第2回の専門委員会の内容を踏まえ、第6次子ども総合計画の素案についてご審議をいただきます。

その後、他の専門委員会が所管する分野を含め、事務局で素案全体を取りまとめ、8月下旬頃にこども・子育て審議会でご審議をいただきたいと考えており、第4回以降の専門委員会の開催につきましては、審議会でのご審議の状況を踏まえまして、改めて会長・副会長へご相談をさせていただきたいと考えております。

議題2「専門委員会の進め方」につきましては以上でございます。

続きまして、議題3「計画策定に向けた検討」につきまして、担当係長よりご説明いたします。

(事務局)

こども政策課企画係長でございます。

議題3「計画策定に向けた検討」にあたって、資料2及び資料3をご説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

まず、資料2「第1回専門委員会④検討資料」についてですが、資料の構成といたしまして、左側に現計画期間中の主な取組みを、右側には現状と課題を記載しております。「現計画期間中の主な取組み」につきましては、現計画で掲げている15の施策のうち、子ども・子育てを支える社会づくりに関するものとして、施策5及び施策15について、計画期間である令和2年度以降の主な取組みをピックアップしております。

上から順にご説明しますと、「施策5 子育てを応援する環境づくり」につきましては、まず、男女共に子育てを行う意識の醸成及び仕事と育児の両立に向けた環境づくりといたしまして、男性の育休取得推進のためのセミナーやワークショップを開催しているほか、「家事・育児シェアシート」を作成し、区役所や子どもプラザなどで配付しております。また、「い〜な」ふくおか子ども週間といたしまして、毎月1日から7日は企業や地域、家庭などいろいろな場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップしていくことを目指す運動を推進しており、令和4年度末時点で、1,191社の企業及び団体にご賛同いただいております。

す。

2点目は、子育てを支援するまちづくりといたしまして、授乳やオムツ交換スペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、市ホームページや公式LINEで情報提供を行っているほか、子育てしやすい良好な住宅への住み替えを支援する事業の実施や、道路及び公共交通のバリアフリー化を推進しております。

3点目は、子どもの安全を守る仕組みづくりといたしまして、小学校周辺の歩車分離を実施しておりますほか、登下校中の安全確保のため、防犯ブザーの配付や地域及び保護者と連携したパトロール等を実施しております。

4点目は、経済的負担の軽減といたしまして、令和5年度から第2子以降の保育料無償化を実施しております。また、子ども医療費助成制度について、入院は無料、通院は自己負担上限額を1医療機関あたり月額500円に軽減したほか、対象を高校生世代まで拡大し、実施しております。

なお、施策5につきましては、5月15日に開催しました専門委員会①においてもご説明し、「妊娠期から乳幼児期におけるこども・子育て施策」という観点から、父親の育児参加の促進や、若者に対して早期から妊娠・出産の知識を伝え、自分の体と健康について意識を高められるようにするプレコンセプションケアの必要性などについて、ご意見をいただいたところでございます。

「施策15 子どもの権利擁護の推進」につきましては、公民館や市民センターなどにおいて、子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などを実施し、子どもの権利について啓発を行ったほか、日本語指導が必要な児童生徒がいち早く学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるよう、サポートを行っております。

また、児童養護施設等において措置されている子どもの意見表明などを支援する子どもの権利サポート事業を実施しております。

次に、資料右側の「現状と課題」についてですが、こちらは、昨年度に実施しましたニーズ調査結果や施策の実施状況等をふまえた現状と課題を記載しております。

1点目の「父親の家事・育児参加」についてですが、四角囲みの中にニーズ調査の結果を記載しております。まず、左側に、乳幼児保護者が回答した1週間あたりの家事時間数及び育児時間数の平均を掲載しております。前回調査に比べ、父親の家事時間・育児時間は増えておりますが、母親も同じく増加する結果となっております。また、父親の育休の取得状況について、79.8%が「取得していない」と回答しており、育休取得が進んでおらず、家事・育児において依然として母親の負担が大きい状況であると考えられます。なお、父親が育休を取得しなかった理由といたしましては、仕事が忙しかった、職場に育休を取りにくい雰囲気があった、収入減となり経済的に苦しくなる、といった回答が上位となっております。

次に、「外出関連」でございますが、ニーズ調査結果に記載のとおり、乳幼児保護者が市内で子どもと外出する際に、困ること・困ったこととしましては、買い物や用事の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がないが最も多く、その他、小さな子どもとの食事に配慮された場所が少ない、歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている、といった項目が多くな

っております。また、その右側に、小学生保護者に対し、地域の子育て環境で不満なことについて調査した結果を掲載しておりますが、「雨の日でも遊べる場所がない」が最も多く、その他は、通学路などの道路環境や防犯対策に関する項目が多くなっております。

次に、「結婚や子育てに関する考え」についてですが、ニーズ調査において、乳幼児保護者に対し、「ほしい子どもの数」と「実際に予定している子どもの数」をそれぞれ尋ねたところ、ほしい子どもの数は3人とした人が最も多かったのに対し、実際に予定している子どもの数で最も多かったのは、2人となっております。実際の予定の方を少なく回答した人に対し、その理由を尋ねたところ、子育てにお金がかかる又は収入に不安があるという経済的な理由を回答した人が最も多く、58.7%となっております。その他は、身体的な負担が大きい、年齢的な理由で無理、といった理由が多くなっております。また、その下に、18～39歳の若者に対し、結婚や子どもについての考え方を調査した結果を掲載しておりますが、「結婚も子どもも、絶対に必要というわけではない」と回答した割合が、前回調査から大幅に増加した一方、「結婚をし、子どもを持つべきだ」と回答した割合は減少しており、結婚や子どもに関する価値観が変化していることが分かります。ただし、その右側に、「将来子どもが欲しいか」という設問への回答結果を記載しておりますが、「できれば早くほしい」又は「いずれはほしいと思う」と回答した割合は65.2%と過半数を超えており、結婚と子育てを絶対に必要なものではないとする価値観自体は一般的なものとして受入れつつ、自らの希望としては子どもがほしいと考える若者は少なくない状況であることが分かります。

ここで、ご参考といたしまして、本日、追加の参考資料としてお配りしました「出生数及び合計特殊出生率の推移」についてご説明させていただきます。水色の棒グラフは本市の出生数であり、折れ線グラフのうち実線は本市、点線は全国のそれぞれ合計特殊出生率を示しております。本市における出生数は、平成22年から29年までは1万4千人台で推移しておりましたが、近年、減少傾向が続いており、令和4年は12,198人となっております。なお、日本全体の出生数も減少傾向であり、少子化が全国的な課題となっております。

資料2に戻りまして、最後に、「子どもの権利の尊重」についてですが、中高生等本人を対象とする調査において、「家族や学校で言いたいことをがまんすることがあるか」及び「自分の意見が大切にされていないように感じることもあるか」について尋ねたところ、よくあると回答した人がそれぞれ14.8%及び5.3%となっており、子どもの権利の尊重と啓発が課題となっております。

以上で資料2の説明を終わります。続いて資料3「第5次福岡市子ども総合計画における関連指標の状況」をご覧ください。

こちらは、現計画の成果指標及び事業目標について、実績を記載したものでございます。昨年11月に開催しました令和5年度第1回こども・子育て審議会でお配りしたものをベースに、令和5年度に実施したニーズ調査等の結果を追記したものとなっております。個々の指標につきましては、説明を省略させていただきますので、適宜ご参照くださいますようお願いいたします。

以上で、資料2及び資料3の説明を終わります。

(事務局)

続きまして、議題4「当事者意見の聴取」につきまして、お手元の資料4に沿って、ご説明いたします。

今年2月に開催した令和5年度第2回こども・子育て審議会において、複数の委員より、当事者意見をしっかり聴き、計画へ反映していくようご意見をいただきましたので、まず、令和5年度の取組みについてご説明いたします。

先ほど資料2「現状と課題」でお示しのとおり、乳幼児、小学生、中高生等の各保護者を対象としたニーズ調査や、中学生、高校生などの本人、若者を対象とした意識と行動調査を実施し、その結果を早速、本日の資料に反映しております。

また、これは福岡市のまちづくり全体の話ではございますが、上位計画でございます第10次福岡市基本計画の策定に向け、小中学校において1人1台端末を活用した意見募集を行うとともに、高校、大学などにおいてワークショップを実施しております。意見募集の結果は、市のホームページで公表しておりますが、少しご紹介させていただきますと、「福岡市がまちづくりを進めていくうえで、あなたが大切にしたいほうがよいと思うものはどれですか。」という問いに対し、1位は「自然を大切にする取組みを進める」、2位は「ごみをへらし、リサイクルの取組みを進める」と、環境分野の回答が上位となっております。

次に、令和6年度の取組みについて、ご説明いたします。

2月のこども・子育て審議会では、子どもや若者を含む当事者に、各専門委員会の委員として入ってもらってはどうか、というご意見もいただきました。その後、事務局で検討をさせていただいた結果、各専門委員会に数名の当事者に入っていただくより、同じ属性の当事者に集まっていただき、ワークショップ形式で意見聴取の場を設定した方が、当事者の皆さまが意見を言いやすく、また、当事者同士で意見交換し合うことで、より多くの意見を出していただけるのではないかと考えまして、小学生、中学生、高校生、若者、子育て中の保護者の5区分で、ワークショップを開催する予定としております。

なお、実施にあたりましては、国の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を踏まえ、子どもや若者が意見を言いやすい環境づくりに取り組むこととしております。

また、お手元に参考資料1として、ワークショップの参加者募集のチラシをお配りしておりますので、皆さまの周りの方々への周知にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

資料4にお戻りいただきまして、「(1) ワークショップ」の○の2つ目でございます。2月のこども・子育て審議会では、声を上げにくい子どもや若者の意見聴取についても、ご意見をいただいたところです。そこで、社会的養育の分野におきましては、別途設置しております「福岡市社会的養育のあり方検討会」において、児童福祉施設の入所児童や施設関係者などを対象としたワークショップを実施いたします。

また、「(2) ヒアリング」に記載のとおり、社会的養育の分野以外で、不登校やいじめ、非行、ひきこもり、障がいなどにより、声を上げにくい子ども・若者の意見を聴取するため、現場で支援に携わっているスタッフ等へヒアリングを実施する予定としております。

さらに、「（３）パブリックコメント」に記載のとおり、第６次子ども総合計画案のパブリックコメント実施にあたりましては、ワークショップ等に参加していただいた当事者へ直接連絡を行い、フィードバックを行うとともに、計画案の内容を子どもに分かりやすく伝えられるように子ども向けの概要版を作成したいと考えております。

このような取組みを通して、当事者意見をしっかりと聴取し、第６次子ども総合計画案に反映してまいります。

事務局からの説明は以上でございます。

（会長）

ありがとうございました。では、まず議題２「専門委員会の進め方について」、資料１について何かご意見等はございますでしょうか。

はい、委員お願いします。

（委員）

最終的には計画素案という形でまとまるということだと思うんですけど、専門委員会ごとに素案が分かれて出てくるようなイメージなんですか。それぞれ跨いでいる課題も結構多いと思うので、全体を見ながら検討した方がいいのかなっていうのも、イメージとしてあるんですけど、そのあたりの出し方というか、教えてください。

（事務局）

こども政策課長でございます。ありがとうございます。

基本的には、こちらの専門委員会で所管いただく子育てを応援する環境づくりですとか、子どもの権利擁護の推進の部分の素案をご説明させていただく予定としておりますけれども、おっしゃるように分野を跨いで議論が出てくるような場合もあると思いますので、今後のご審議の状況を踏まえながら、内容を検討したいと考えております。以上でございます。

（会長）

ありがとうございます。では、議題２「専門委員会の進め方」については、一旦ここまでで。次は議題３「計画策定に向けた検討について」、資料２及び資料３で、ご意見等いただければと思います。いかがでしょうか。

すみません。事務局へご質問ですけど、第５次福岡市子ども総合計画に書かれていることと資料２の左側の「現計画期間中の主な取組み」との関係性っていうのはどういうもののでしょうか。計画から抜粋してるんですか。

（事務局）

こども政策課長でございます。

昨年１１月に開催した令和５年度第１回こども・子育て審議会で、施策ごとの取組状況について

もう少し詳しくご説明しましたが、本日は現状と課題をご審議いただくにあたり、本専門委員会に関連する施策 5 と施策 15 の要点をこちらに記載させていただいている状況です。

(会長)

はい。ありがとうございます。

いかがでしょうかこちら、委員。

(委員)

お疲れ様です。よろしくお願いいたします。

私は労働組合という立場で参加をさせていただいておりますので、日頃、子どもや子育て等に特化した活動というわけではないんですが、まさに組合員の相談等にも対応しているなかで、男性の育児休業取得推進というところが、今後いろいろとポイントになってくるのかなというふうに思っていて、ここを進めていく上では企業の理解だったりとか、制度の構築っていうところが大事になってくると思うんですが、大手企業とかだと大分そういうところが進んできている部分もあるんですが、なかなかやっぱりそれが波及していかないっていうところがあって、悩まれているところも多いのかなと思っていて、資料の中にセミナーとかワークショップみたいなところも記載いただいておりますが、企業も巻き込んで進めているものがあるのかというところを少しお聞かせいただければというふうに思います。

(会長)

企業を具体的に巻き込むような取組みですね。どうぞお願いします。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。市民局女性活躍推進課長でございます。

女性の活躍という目的もございますけれども、こちらの資料に記載のとおり、令和 3 年度から男性の育児休業取得促進に向けた取組みを行っております。特に今おっしゃっていただいたように、従業員が 1001 人以上の企業は公表が義務化されておりまして、この取得状況を見るとかなり上がってきてるところでございます。

セミナー、ワークショップには、従業員が 100 名以下の企業にもご参加をいただいております。中小企業に向けても発信しているところです。

それから、昨年、これまでのワークショップなどを踏まえて、実践的な取組みを紹介する「男性育休で組織は強くなる！」という、マニュアルを作成しまして、その中で中小企業の建設業の取組みなども掲載しております。具体的な取組みを発信するなど、これからはもっと企業の取組みを促進していきたいと考えております。以上でございます。

(会長)

はい。ではその他ございますでしょうか。

(委員)

ちょっと意地悪な質問になるかもしれませんが、市職員の男性の育休取得はどんな状況なんでしょうか。

(事務局)

福岡市役所の職員の育休取得率は、令和4年度が最新の数値でございまして、60.5%となっております。以上でございます。

(会長)

まずは随より始めよ的なところも大切なところだと思います。ご質問ありがとうございました。

その他何かございますでしょうか。委員いかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

ちょっと話が違うかも分かりませんが、私たち民生委員は、赤ちゃんから高齢者まで地域の福祉活動に日々努めておりますけども、高齢者にとっては地域包括支援センター、福岡市ではいわゆる「いきいきセンター」がございまして、子ども版のいきいきセンターの設置が今のところないということで、私、早良区の民児協の会長をしております、今度、早良区から市への提言事項としてぜひお願いしたいなと思っております。

例えば、平日は虐待とかいろんな問題があった場合に福岡少年サポートセンターだったり、緊急を要する場合は警察とかに連絡したりしますが、やはり土日とかだと、なかなか連絡する機関がないということで、連絡しやすいような場所の設置といいますか、子ども版の地域センターの設置をぜひ市長にお願いしたいなということで話をしております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。委員すみません。大人版のいきいきセンターは休日でも気軽に電話ができるようなそういう体制なんですね。

(委員)

福岡市はいきいきセンターと言いますが、一般に地域包括支援センターと言います。私たち民生委員にとっては、いろんな問題を抱えている高齢者とかいらっしゃいますが、民生委員は繋ぐというのが基本的な役割なので、いきいきセンターは本当に助かっている状況でございます。

(会長)

ありがとうございます。子ども版の方は、いろいろ整備が進んでいると思いますが、福岡市

の状況はいかがでしょうか。

(事務局)

事業調整課長でございます。

いきいきセンターとは少し機能は違うかもしれませんが、乳幼児親子がいつでも利用できて、子育てに関する相談や意見交換ができる場所として、子どもプラザというものが福岡市はございまして、今、市内で14ヶ所ございます。場所によって休館日等異なりますけども、土日も含めて気軽に情報交換や相談ができるような場所を設けているところでございます。以上でございます。

(事務局)

こども政策課長より少し補足です。

それ以外にも福岡市では、こども総合相談センターで24時間365日の電話相談を受け付けております。それから先ほど説明の中でも少し触れましたけれども、小中学生では1人1台配布しておりますタブレット端末を活用して、相談できる機能を設けております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。こども総合相談センターには連絡することがございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。子どもプラザは、偏在なく市に展開されているのでしょうか。

(事務局)

事業調整課長でございます。

子どもプラザは14ヶ所ございまして、すべての区に設置しているところでございます。

(会長)

その他いかがでしょうか。参考資料で、出生数や出生率のグラフをいただいておりますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

(委員)

子どもプラザの関連なんですけど、委員がおっしゃっていたのは、いきいきセンターは基本的に徒歩圏内ぐらいに大体あるイメージなんですけど、そこに比べると、例えば、各区に2つあってもそこそこ距離があるわけで、そういうアクセスの問題ということなのか、或いは窓口とし

て、とりあえずお困りであれば地域包括支援センターっていう包括的な窓口があるところが、子ども関連だと区役所があったり、子どもプラザがあったり、分散してるところの使いにくさっていうことの問題なのか。その辺り民生委員から見て、繋ぎにくさってのはどの辺にあるか教えていただけますか。

(委員)

はい。今おっしゃいましたようにえがお館は中央区にございますけども、やはり距離の問題が一番大きいんでしょうかね。やっぱり気軽に行って相談できるような。自分の地域はいきいきセンターが中学校の前あたりの近いところにありますので、歩いて行けるような距離のところがございますけども、こども総合相談センターとなると、なかなか簡単には、電話連絡ができて、対処の仕方が大丈夫なのかっていうことで、みんなの意見として近くにあれば助かるかなということがございます。

(会長)

すみません。そもそも、いきいきセンターというのは、市内に何ヶ所あるんですか。

(事務局)

概ね中学校ブロックに1か所と言われているので、60か所くらいではないかと思います。

(会長)

さっき委員からも中学校っていうキーワードを出していただきましたけれども、それぐらいの範囲にあると、歩ける範囲っていうんですかね、それでもかなり大きなところもあるでしょうけど。ありがとうございました。その他いかがでしょうか。どうぞ、追加で。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

今年度から児童福祉法が改正されて、地域子育て相談機関というものを各市町村が設置するようにと法律で規定されておりますので、福岡市といたしましては、公立保育所7ヶ所と児童家庭支援センターといって児童相談所と各区を補完する相談機関があるんですが、こちらから先ほど申し上げました子どもプラザの一部と子ども食堂であったり、子育て交流サロンに相談員を派遣する事業を、今年度、モデル的に開始するところでございます。

なので中学校区に1ヶ所ということではございませんが、先ほど委員からお話があったことも踏まえまして、福岡市としては今年度から、身近なところで相談できる体制をスタートさせるところでございます。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

今の話をお伺いすると、いきいきセンターの半分ぐらいの数にはなっているようです。ただ、いろんなパターンがあって、これは保育所が受けているとか、あれは違うとかがあるもので、その辺りをうまく民生委員を含めた市民の方が、一瞥で分かるようなものがあったもいいかもしれませんね。

その他いかがでしょうか。委員なにか。

(委員)

施策 15 の件でお伺いしたいんですけど、1つ目は子どもの権利の啓発と尊重ということで、公民館や市民センターなどにおいて、研修会、講演会などの啓発事業を実施ということですが、内容や頻度、どんなテーマが実際には使われていたとか、少し教えていただければと思います。

(事務局)

こども政策課長でございます。

市民局が所管しておりますけれども、公民館でいわゆる人権教育研修ということを実施しており、子どもをテーマにしたものが、令和5年度で62回。内容やテーマはその時々で違うんですけれども、ヤングケアラーについて学ぶ研修ですとか、子どもの権利やアドボカシーについて学ぶ研修などがございます。以上でございます。

(委員)

対象はどういった方なのでしょう。

(事務局)

こども政策課長でございます。

それもその時々研修によって異なるんですけれども、校区の住民ですとか、地域サークルを対象にしたようなものがあるようです。以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。

そこを考えていく上で、どれぐらいのレベルまで浸透させていくのかということが、なかなか難しいところで、子どもに全く接点のない方を探す方が、地域で活動していて難しいと思いますので幅広くとは思いつつ、みんなとなると、もともと関心がある人しか来ないってところもあるので、その観点でお聞きしました。ありがとうございます。

(会長)

その他何かございますでしょうか。

(委員)

第5次福岡市子ども総合計画を見ると、子どもの権利の推進に関連するところは、比較的幅広くいろんなテーマが挙げられているんですけど、例えば、施策の方向性の「(1) いじめの防止・対策」とかは、他の専門委員会で検討されるので、今回の資料に出てないということなんですか。或いは、学校の問題なので別とかいう事情があるのか。第5次計画に上がってるものの中で、今回の資料の中に入ったり入ってなかったりするものがあると思うんですけど、ここは何か選別されてる事情があったりするんでしょうか。

(会長)

第5次福岡市子ども総合計画にいじめや不登校っていうキーワードがあると思うんですけど、それが資料2「第1回専門委員会 検討資料」に出ていない理由みたいなものをお願いします。

(事務局)

こども政策課長でございます。

先ほど申しましたとおり、昨年11月に開催した令和5年度第1回子ども・子育て審議会においては施策15の取組みの中に、委員がおっしゃったような項目も含めて進捗状況としてご報告させていただいているんですけども、本日はあくまで主な取組みとして、抜き出したものがこの内容ということでございます。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

あと、資料2に日本語指導が必要な児童生徒へのサポートということで、外国にルーツがあるお子さんへの支援ということは出ているんですけど、性的マイノリティのお子さんに対する環境づくりみたいなものがあっていたと思うんですが、それを施策として取り組んだものはあるんでしょうか。

(会長)

はい、ありがとうございます。第5次福岡市子ども総合計画でいうとどこでしょうか。

(委員)

98ページが一番下です。困りごととか属性で括るとそれはそれでいろんな課題が出てくるかと思うんですけど、少なくとも外国にルーツを持つということ、性的マイノリティについては計画に載っていたのでどうかと。

(会長)

ではこの98ページが一番下に記載された内容に関連する施策があればお願いします。

(事務局)

小学校教育課長でございます。

外国にルーツを持つ子どもに関する施策については、日本語指導があり、資料に記載されているとおりでございます。

性的マイノリティの子どもに関する学校教育の中での取組みとしましては、大きく人権教育という括りをしております。人権教育の様々な課題の中で、性的マイノリティの課題は多くなっておりまして、主には教員の研修で、積極的に当事者の方をお招きしたりしながら進めているところでございます。

また全教職員が手にする「人権教育の手引き」というのもございますけれども、その中にも、性的マイノリティに関する内容を盛り込んだり、当事者の子どもがいたときにどのような対応をするのかといった内容を含めております。

また、そういった点を踏まえ、中学校の標準服についても変えてきたというところがございます。以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。いろんなマイノリティがあり得るかと思うんですけど、ニーズ調査の中で、ここの属性とかこの課題について聞いたっていうのは、あつたりするんですか。例えば、性的マイノリティの関係で困っていますかみたいな。

(事務局)

こども政策課長でございます。

そういった質問は特に設けてございません。

(会長)

はい、ありがとうございます。

マイノリティっていうラベリングをすることによる、何らかのやはり社会的な難しさっていうのも当然出てくるっていうところもあつたりして、教育現場だと特に集団で教えるっていう、アプローチするっていうところにも、何かすごく難しいことがあるんじゃないかと思います。今、道徳の教科書に性的マイノリティの話が確か結構載ってるんですよ。なので、それをうまく教えていただくっていうのが1つあると思うんですが、でも現実的には、制服の問題とか、宿泊学習のお風呂とか、或いは着替えとか、校内でのトイレとか、どうするのかっていうのも校長先生をはじめとする現場の先生方の個別対応って現時点では結構あるんじゃないかなと思います。

日本語教育については私もいくつか経験があつて、日本語の勉強をしていない状態でベトナムから子どもが入学してきましたとか、中国から入学してきましたっていう話を受けて、学生のボランティアを派遣してくださいみたいな話がよくあるんですが、意外に子どもは習得が早くて、あれよあれよという間にすごく習得していくんですけど、保護者が苦労してるんじゃないかなみたいな話もあるので、子どもだけでなく家庭の単位で見っていくのもありかなというふうには思っ

ております。

その他いかがでしょうか。

(委員)

民生委員の中でも民児協の子ども家庭部会に入っておりまして、子ども家庭部会の取組方針として4つほどございます。その中で2番目に「児童虐待、不登校、ドメスティックバイオレンス、LGBTなどの問題を抱える児童や家庭の早期発見に努め」というところを今回、令和6年度は「LGBTQなどのそれぞれの悩みを抱える児童や家庭に寄り添い」というふうに文言を変えております。

それと、校長先生の対応によっても大分違ってくると思うんですね。その中で、私の小学校区の民生委員がいじめ防止対策委員会に出席させていただきましたけども、学校によっては学校サポーター会議やいじめ防止対策委員会に民生委員が入っていないといった場合もございます。それで民児協では、校長先生が変わる場合に民生委員を、できれば学校サポーター会議やいじめ防止対策委員会に、是非とも参加させていただくようお願いしたいなと思っています。先生が変わる場合に連絡がないこともありまして、それをお願いしたいなというふうに思っております、民児協からの意見でございます。よろしくお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。教育委員会から構成メンバーに関する文書の発出は各学校にされてるのでしょうか。

(事務局)

安全・安心推進課長でございます。

ご意見ありがとうございます。ご指摘のありました学校ごとのいじめに関わる会議につきましては、それぞれの学校の状況によって判断する部分ではございますけれども、今、賜りましたご意見は、学校と意見交換する際に伝えさせていただきたいと思います。

(会長)

はい。ありがとうございます。

私も不登校の会議に色々とお出させていただくこともあるんですけど、民生委員も割と入っているので、学校を含めて地域資源をどのように把握や共有されてるかっていうところがポイントになるのかなと思います。

その他いかがでしょうか。

(委員)

タブレット端末の相談をスタートしてもう数年が経つと思うんですけど、相談の件数だとか相談内容の割合といったものが、現状と課題の方に反映されないのかとか、ニーズ調査結果を中心

に組んでいただいているんですけれども、直接大人を通さずに入ってくる相談は非常に貴重な情報かなと思うので、どういう取扱いになっているのか、或いは、そもそも公表ができるようなデータなのかっていうところを含めて教えていただけますでしょうか。

(会長)

はい、ありがとうございます。相談の種類が何種類あるんでしょうか。LINE 相談なんですかね。

(事務局)

こども政策課長でございます。

相談の種類としては、先ほど申しましたこども総合相談センターにおける 24 時間 365 日の電話相談のほか、1 人 1 台端末を活用した相談、或いは SNS を活用した相談があります。タブレット端末の相談状況ですが、令和 4 年 7 月 19 日にスタートして、令和 5 年 3 月 31 日までに約 3,800 件の相談が寄せられております。相談の内訳として多いのは友人関係が約 1,100 件、それから心身の健康や保健関係が 400 件、それから家庭環境の相談が約 370 件というふうに担当課より聞いております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

今の実績はどこかに載ってるんですかね。

(事務局)

昨年 11 月の令和 5 年度第 1 回こども・子育て審議会の資料に記載しておりました。今回の専門委員会での取扱いとしては、専門委員会の②と③を合同で開催しておりまして、そちらの資料の中にタブレット相談の件は記載させていただいていたところでございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。もう、千単位なんですね。

いかがでしょうか。では、議題 3 については、一旦置かせていただきまして、議題 4 「当事者意見の聴取について」、資料 4 を中心にご意見等賜りたいと思いますが、こちらいかがでしょうか。参考資料 1 「福岡市子ども総合計画 策定に向けたワークショップ参加募集チラシ」をお配りいただいておりますけれども、こちらに関連ということで。

(委員)

もうすぐ当日を迎えるということですが、応募状況はどんな感じなんでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

手元に資料がございませんけれども、小学生、中学生は学校を通じて1人1枚ずつチラシをお配りしておりますので、かなり申し込みがきている状況ですが、若者、高校生世代の申込みがなかなか進んでいない状況というふうに認識しております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

皆様方もお声がけいただければと思います。

(委員)

運営は、NPO法人にじいろCAPが入ることで、そこはきちっと進めていただけるだろうと思ってはいるんですが、進行の仕方だとか、どういった方が進行を担当するのかとか、あとその出てきた意見をどれくらい、どういった形で実際のところ反映されていくのか、その辺り決まっている範囲で教えていただけますか。

(会長)

はい、NPO法人にじいろCAPとの調整状況等ありましたらお願いします。

(事務局)

こども政策課長でございます。

NPO法人にじいろCAPに委託をしてワークショップを企画・運営しております。ファシリテーターにつきましては、子どもの意見表明を支援する活動に従事されている方をお願いしておりますほか、子どもが意見を言いやすいようできるだけ子どもに寄り添ったテーマですとか質問を設定するなど、当日に向けて今まさに詰めの作業を行っているところでございます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。NPO法人にじいろCAPは他の自治体等で、実績がおありなんではないでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

他の自治体でも実績がございますし、福岡市においてもセミナーやワークショップの取組みをされております。以上でございます。

(会長)

そのほかいかがでしょうか。

(委員)

こういうワークショップをやると結構、具体的な相談が中に混じってくることもあるんですけど、その場合の対策というか、どこにどう繋いでとか、その辺りは委託するときに何か指示としてお話されたりしますか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

具体の意見の取扱いを細かく委託の中で決めてはおりませんが、もちろん大切な当事者のご意見ですので、いただいたご意見はそれぞれの関係課にも共有いたしますし、またワークショップの結果につきましてはとりまとめた上で、今後の審議会等で委員の皆様にも共有をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

(委員)

このワークショップは、当然、現地にいらっしゃるので匿名ではないわけですよね。名前とか、地域とか分かってる状態っていうことなんですよね。匿名のアンケートだと扱いに悩む、いじめと虐待とか具体的な話が上がってきてもそこから先どうしようかということが起きる。当日いらっしゃって、例えば今日叩かれましたみたいな話がポツと出ちゃったりとか、そういったときに取扱いになかなか悩むところとか、他の自治体とかで見ているとあったりして、そこは何か対応というか、想定をしておく方がいいのかなと思ったので、一応お伝えだけしておきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

私、環境省のエコチル調査の倫理問題検討委員をずっとやってるんですが、その中でアンケート調査をしたときに、例えば死にたいとかいじめられてるとかそういう問題が表出したときに国としてどうするのかっていうところは、かなり大きな議論になりました。

当初は取り扱わないといった議論もなされたんですが、それぞれのユニットセンターっていう、地域のセンター、福岡でいえば産業医大と九大ですけど、コーディネーターが地域の資源に繋いでいくみたいなふうに落ち着いてガイドライン的なものを作ったんですけど、ワークショップを今後、第2弾、第3弾ってやるときに、確かに要配慮な情報とか要緊急支援的な情報が出た場合にどうするのかっていうのは、今回のNPO法人にじいるCAPとの調整もして、何らかのガイドライン的なものを決めていてもいいのかなというふうに思います。

その他いかがでしょうか。委員いかがでしょうか。委員の所属しているところでは当事者意見聴取とかもされるんですか。

(委員)

ワークショップはないんですが、個別であがってきた相談に対応する形になるので、広く人を

集めて意見をみたいなのは、できてないというところがあります。

(会長)

そうですね、いろんな会社があったりするわけなんで。はい、ありがとうございます。

委員いかがでしょうか。

(委員)

福岡市はよその地域と比べておむつと安心定期便とかで先端をいってるというか、例えば、市外や県外とかに研修等に行きましたら、福岡市は進んでますねっていう、お褒めの言葉いただくんですよ。そういった面では高島市長が頑張ってるなっていうのは、皆さんからおっしゃっていただけたところでございますね。

子どもたちの数と出生数がずっと少なくなってるのは、現実でございますし、私も今回ちょうど個人的ですけど3月に職場退職しまして、4月から毎日交通安全の旗振りをしております。今日も旗振りしてきましたけども、それで夜は週に1回パトロールを校区でしておりますけど、やはり私が小学生だった時代のときを考えると、事件とか、子どもたちが夜遊びしてるっていうことが結構多かったんですけども、その時ちょうど子ども会っていうものを平成16年に発足しまして、それ以来ずっと毎週パトロールしてますけども、そういった面では福岡市は子どもたちも落ち着いたといいますか、そういった夜遊びする子がいなくなったなっていうのを、当時と比べたら感じます。4月から登校指導してますけど、小学生から高校生までももちろん大人もそうですけども、皆さん挨拶してくれるんですね。そういった面では地域も落ち着いてるっていうか、高校生もきちっとおはようございますって返事してくれますし、もう、昔と比べたら今は子どもたち挨拶が上手になったのかなというぐらい、こちらが感心しまして。個人的な話なんですけど、先週金曜日に高校生が自転車のチェーンがかけられなくて、かけてあげたんですけど、今日お返しにお菓子をプレゼントされましてびっくりしました。こんなに挨拶してくれるように時代が変わったなっていうのを見ると、毎日頑張ろうという気になりました。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

私、大学が田川市というところにございまして、そこも平成15、16年頃は子どもたちの夜遊びというか、荒れというのがかなり問題で、全国ニュースとかにもなったりしたんですけど、夜回り先生ってのが話題になった時期でしょうか。パトロールとか、大学生含めてそういうのをやってたんですけども、今も同じ組織があるんですけど、開店休業の状況が10年ぐらい続いて、つまり子どもたちが夜にいないんです。それはみんな落ち着いたんじゃないかって、おそらく家の中やスマホとかで、別の対応で、くすぶってんじゃないかっていう仮説を持ってるんですけど、見えるところと見えないところっていうのが二極化してきてるっていうのがこのスマホ時代になってるんじゃないかなと。恐らく福岡市もそういう面が一部あるんじゃないかなと思ってますので気を抜かずに、すべての子どもたちとか、若者っていうところを視野に入れていく必要があるかな

と思います。

(委員)

最初のご説明にあったのかもしれないですが、ワークショップやヒアリング結果の公表に関する扱いはどんなでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

ワークショップ、ヒアリングの結果は、次期計画の中に反映していきますし、その結果を取りまとめて今後の専門委員会、審議会などでお示しをして、そこで説明するというのが、資料そのものを公表するということになりますので、そういった形で公表していきたいというふうに考えております。以上でございます。

(委員)

5段階評価とかの数字は、そんなに支障ないと思うんですけども、個別の意見というか、質的な情報が出てくるとそこは、なかなか出せないってということもあると思います。そこはもう分けてっていう話になるんですかね。

(事務局)

こども政策課長でございます。

内容を踏まえて、個々に判断をしたいというふうに考えております。

(委員)

ヒアリングなんですけれど、今もお話があったところで、結構見えにくくなってるなというのを私も感じて、実際データで見ても、非行の件数が激減しているのと、一方で、減った数と同じぐらい10代の精神疾患患者数が増えているという状況ですし、スマホなどの連絡手段がみんなあるので、わざわざコンビニとかの決まった場所に行かなくても連絡取ってどっかに集まればいいので、特定の場所がないという実態はその通りだと思うんですけど、見えにくい、外に出にくい子たちが課題をたくさん抱えていて、その課題がギュッと凝縮してしまってるっていうことはあるかと思うのでこのヒアリングを丁寧にやっていくのがすごく重要だなと思います。

これ時期ですとか、どのあたりの団体とか、期間まで聞いていくのかとか、既に決まっていたらそんなに教えていただきたいのと、決まってなければどんな形で検討が進んでいくかというのを教えてください。

(事務局)

こども政策課長でございます。

ヒアリングの時期につきましては、6月末頃までを目途に実施したいというふうに考えており

まして、例えば不登校やいじめですと、スクールソーシャルワーカーやカウンセラーなど、非行やひきこもりですと、NPO 法人などでそういった活動を専門的に行っている団体もございますので、そういった団体にお話を聞いたり、或いは福岡市としてもユースサポート hub という若者総合相談センターを舞鶴庁舎の中に開設しておりますので、そこで支援にあたってるスタッフなどに話を聞く予定としております。また、障がい児につきましては、障がい福祉サービスを提供している事業所のスタッフ等にお話を聴きたいというふうに考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。人数的なボリュームはどんなイメージですかね。

(事務局)

こども政策課長でございます。

今のところ具体的にそれぞれ何人というふうに決めておりませんが、現場の支援に当たってるスタッフの方々とご相談しながら、検討したいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

ヒアリングする方は、市のスタッフがされるということですか。

(事務局)

はい、その予定としております。

(会長)

分かりました。委員いかがですか。

(委員)

ここはなるべく幅広くというか、時間的な問題による限界もあると思いますが、分野も幅広く、今出てたので言うと、外国にルーツのあるお子さんの話もそうですし、LGBTQ の話もそうですし、民間もあるでしょうし、公的機関の中にも相談できるところがきっとありますので、必ずしも民間だけじゃなくて、市の中の各機関でどういう相談がきているかというところも、広く聞いていただけたらと思います。よろしくお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

例えばこども総合相談センターとかも含めて、必要であればヒアリングの対象にしていいただければと思います。ありがとうございます。

よろしいですかね。では、議題 2 から 4 を通して何かございますでしょうか。いかがでしょう

か。では、議題2から4まで、いずれも事務局案のとおり、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、ありがとうございます。では、こちらで議題が終了ということで、皆様のご協力に感謝いたします。その他何かございますでしょうか。委員の皆様から特段、よろしいですか。

（委員）

私たち民生委員の各専門部会で全区において、毎年、子ども家庭部会は一生懸命、研修を行っております。昨年も子どもの虐待の現状についてだったり、ヤングケアラー、子ども子育て支援に関する現状と課題について、現在の子どもを取り巻く状況と地域の役割、子どもと家庭の支援、SOS子ども村の取り組みだったり、子ども家庭部会の各区において様々な研修を行っております。一斉改選がございまして、部会に入っても、全く初めてのことで、皆さんが、研修内容については、全く素人の方ばかりなので、皆さんと一緒に勉強させていただこうと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

（会長）

よろしくお願いいたします。

では、その他ございますでしょうか。よろしいですか。

はい、今日はありがとうございました。本日の私の預かりました進行はこれで締めさせていただきます。では事務局に進行をお返します。

閉会

（事務局）

会長、副会長、委員の皆様、本日は熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。

それでは最後に、事務連絡でございます。

本日の会議につきましては、会議録を作成し公表することとなっております。会議録の内容を事前にご確認いただくため、後日事務局よりメールまたは郵送でお送りいたしますのでご確認をお願いいたします。

また、本日の審議会の報酬及び旅費の支払いに関しまして、ご持参いただいた書類のご提出がお済みでない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に受付へご提出をお願いいたします。

なお、次回の専門委員会は6月下旬ごろで開催を調整させていただいているところでございます。日程等につきましては、改めてご案内をいたしますのでよろしくお願いいたします。

また本日お配りした資料につきましては、ご不要でございましたらその場で置いて帰っていただいても結構でございます。

それではこれもちまして、令和6年度福岡市こども・子育て審議会 第1回専門委員会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

閉 会